

動画でアピール応募規定

2022/4/27

【団体の定義について】

- ・ 応募できる団体は、川崎市内で活動している市民活動団体または川崎市内で社会貢献活動を行っている団体（企業、学校を含む）です。
- ・ ただし、以下の団体は除きます。
 - ①布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者の支援活動をする団体。
 - ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日 法律第 77 号）」第 2 条 第 2 号に 規定する暴力団及び同条第 6 号に 規定する暴力団員が関与する団体。
 - ③「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第 2 条に 規定する差別的言動をすると認められる団体。

【内容について】

- ・ 団体のミッションや活動内容、募集している人やモノ、将来的に取り組もうとしていることなどをアピールします。
- ・ 実演や音楽演奏などのパフォーマンスも可能です（著作権にご注意ください）。
- ・ 公序良俗に反するものや、誹謗・中傷などの内容を含む言動を行った動画は、掲載できません。

【動画を提出する際のルール】

- 1.センターのホームページ内「動画でアピール応募フォーム」から申込みをしてください。
- 2.音楽などの著作権および人物の肖像権には十分ご注意ください。
- 3.提出する動画ファイルの仕様は以下の通りです。

解像度	1280px × 720px（最小）
アスペクト比	16：9（横長）
推奨ファイル形式	MP4
推奨フレームレート	30fps

- 5.動画ファイルの提出の際には、オンラインストレージを活用してください。
※電子メールに添付しての送付はご遠慮ください。